破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５８号
函館市中島町38番１―603号
債務者　木村　次子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
函館市川汲町87番地
債務者　中津喜代江
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
奈良県宇陀市室生区無山55番地の14
債務者　森下　一利
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
奈良県磯城郡川西町大字結崎687番地の７
レーベンハイムⅡ201号
債務者　辻本　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
奈良県北葛城郡上牧町下牧１丁目２番５号
債務者　船阪　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
奈良県宇陀市室生区西谷723番地
債務者　丸上　由美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
奈良県橿原市見瀬町645番地の２　プチメゾン201号
債務者　畑山　伸二
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
奈良県北葛城郡河合町大字城内125番地６　ピアッツァコート西大和308号
債務者　吉村千麻子（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
奈良県橿原市一町867番地の２
債務者　田阪紀己代こと　田阪紀巳代
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番28―402号
債務者　竹井　明子（旧姓中瀬）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
奈良県大和高田市三和町２番47号
債務者　森本　秀次
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
函館市亀田本町53番16号
債務者　深草　幹升
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
群馬県太田市台之郷町1390―１　シティハイツⅢ―102号室、住民票上の住所群馬県太田市石原町320番地13
債務者　須藤　達也
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１５２号
群馬県館林市富士原町1127番地の８
債務者　山中貞之助
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１５６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚2586番地13
債務者　玉垣　光男
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第９号
山形県酒田市刈屋字小松野６番地
破産者　株式会社コマツ重起
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第９０号
群馬県前橋市大友町１丁目２番地の14
破産者　株式会社橘
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
宮城県塩竈市港町２丁目６番７号
破産者　有限会社ブルーム
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係